

令和6年度上天草市住宅用省エネルギー設備設置費補助金のご案内

上天草市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定的な供給及びエネルギーの利用の効率化・最適化を図るため、自ら居住する住宅に省エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内で設置費の一部を補助します。

⚠ ご申請の前に…

この補助金の交付を受けるためには、補助の対象設備、補助の対象者、申請手続き等の様々な要件を満たす必要がありますので、次の内容をよくご確認のうえ申請を行ってください。

1 申請の条件等

(1) 補助の対象となる設備及び補助金の額

設備の種類	設備の要件	補助金の額
太陽光発電システム	<p>(1) 対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の公称最大出力が10キロワット未満であること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。</p>	1件当たり 上限5万円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。	1件当たり 上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	1件当たり 上限10万円
エネルギー管理システム(HEMS)	一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める ECHONET Lite 規格の認証を取得していること。	1件当たり 上限1万円

2 補助対象者

次のすべての要件を満たす個人とします。

- (1) 本市に居住し、又は実績報告時までに対象住宅に住民登録を有し、自ら居住する専用住宅又は併用住宅（これらのうち賃貸用のものを除く。以下、「対象住宅」という。）に対象設備を設置する方
- (2) 対象設備の設置工事を行っていない方
(既設設備に対する増設は、補助の対象とはなりません)
- (3) 過去に同一の対象設備に関する本市の補助金の交付を受けていない方
- (4) 令和7年3月10日（月）までに、対象設備の設置を完了できる方
- (5) 対象設備のうち、太陽光発電システムを設置しようとする場合は、電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶことのできる方
- (6) 市税等を滞納していない方

※詳しくは、「上天草市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱」をご確認ください。

3 申請手続き

- (1) 申請受付期間

令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（金）まで（先着順）

※ただし、予算がなくなり次第終了となります。必ず補助が受けられるとは限りませんので、電話等でご確認のうえ申請してください。

- (2) 申請窓口

市役所大矢野庁舎1階 環境衛生課 環境衛生係

- (3) 受付時間

平日の午前8時30分から午後5時まで

- (4) 申請方法

下記の必要書類を申請窓口へ直接持参

※郵送やFAX等での申請は受け付けません。

- (5) 申請に必要な書類

上天草市省エネルギー設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付してください。

※書類に不備、不足があった場合は受付いたしません。書類は一旦お返しすることになります。

(□チェック欄：添付書類に不備等がないか十分ご確認ください)

- 事業計画書（様式第2号）
- 対象設備の設置場所を示す案内図
- 対象設備の設置前の現況写真及び配置図

写真内容：住宅全体及び対象設備の設置予定場所

配置図：対象設備の設置箇所の分かる図面

(太陽光発電システムの場合はモジュールの枚数が分かる図面)

- 対象設備設置に係る経費の内訳が明記されている見積書等の写し
- 対象設備設置に係る契約書の写し

【①補助申請者】、【②対象設備設置に係る契約者】及び【③電力受給契約者】(太陽光発電システムを導入する方のみ)は全て同一人であることが条件です。

- 対象設備のメーカー、型式名、写真等の製品仕様が確認できるパンフレット等
エネファームの場合は、燃料電池ユニットと貯湯ユニットの型式名がわかるもの
- 住民票（申請時に本市に住民登録を有していない方のみ提出してください）
- 納税証明書（未納がない証明・申請者の分のみ）

4 申請の変更・中止等

補助金の交付決定後に、内容の変更等が生じた場合は、次の書類を提出してください。

なお、補助金を増額する変更はできません。

(1) 対象設備の規模または機種等を変更するとき

- 上天草市省エネルギー設備設置費補助金交付変更承認申請書（様式第4号）
- 変更の内容が確認できる書類

(2) 対象設備の設置工事を中止するとき

- 上天草市住宅用省エネルギー設備設置費補助金中止申請書（様式第6号）

5 実績報告

対象設備の設置を完了したときは、速やかに上天草市住宅用省エネルギー設備設置費補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添付して報告してください。

(□チェック欄：添付書類に不備等がないか十分ご確認ください)

- 事業結果報告書（様式第9号）
- 対象設備の設置費に係る領収書の写し及び領収書の内訳が分かるもの
- 対象設備が太陽光発電システムの場合は、電力会社との余剰電力受給契約に関する書面の写し
- 対象設備の保証書の写し
- 対象設備の設置状況を示す写真

6 補助金の請求

実績報告後、市から補助金の確定通知を受けた方は、2週間以内に上天草市住宅用省エネエネルギー設備設置費補助金交付請求書（様式第11号）を提出してください。

7 その他

- (1) 申請書の様式については、環境衛生課（もしくは松島庁舎市民課、姫戸・龍ヶ岳統括支所）で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 申請に当たっては、必ず「上天草市住宅用省エネエネルギー設備設置費補助金交付要綱」をご確認ください。

<p>【お問合せ・提出先】 上天草市役所 市民生活部 環境衛生課 環境衛生係 電話：0964-26-5524（直通）</p>
--